

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成26年6月27日

**【会社名】** 株式会社キリン堂ホールディングス(注)1

**【英訳名】** KIRINDO HOLDINGS CO., LTD.(注)1

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 寺西 豊彦(注)1

**【本店の所在の場所】** 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号(注)1

**【電話番号】** 該当事項はありません。

**【事務連絡者氏名】** 株式会社キリン堂 常務取締役財務経理部長 熊本 信寿

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

**【電話番号】** 06(6394)0039(代表)

**【事務連絡者氏名】** 株式会社キリン堂 常務取締役財務経理部長 熊本 信寿

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集金額】** 11,841,847,000円(注)2

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

(注)1. 本訂正届出書提出日現在におきまして、株式会社キリン堂ホールディングスは未設立であり、平成26年8月18日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2. 本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社キリン堂の平成26年2月15日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

株式会社キリン堂が平成26年6月26日付で近畿財務局長に四半期報告書を提出したこと等に伴い、平成26年4月24日付で提出いたしました有価証券届出書、平成26年5月16日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書、平成26年5月26日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書及び平成26年6月3日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正及び補完すべき事項が生じたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

##### 2 募集の方法

### 第三部 企業情報

#### 第2 事業の状況

##### 5 経営上の重要な契約等

##### 7 財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

#### 第5 経理の状況

### 第五部 組織再編成対象会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

##### (1) 組織再編成対象会社が提出した書類

##### 四半期報告書

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	11,332,206株 (注)1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。(注)3, 4

- (注) 1. 株式会社キリン堂の発行済株式総数11,332,206株(平成26年2月15日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる株式会社キリン堂ホールディングス(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成26年3月31日に開催された株式会社キリン堂の取締役会決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)及び平成26年5月13日開催の株式会社キリン堂の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
3. 株式会社キリン堂は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。  
名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	11,332,206株 (注)1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。(注)3, 4

- (注) 1. 株式会社キリン堂の発行済株式総数11,332,206株(平成26年2月15日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる株式会社キリン堂ホールディングス(以下「当社」といいます。)が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成26年3月31日に開催された株式会社キリン堂の取締役会決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)及び平成26年5月13日開催の株式会社キリン堂の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
3. 株式会社キリン堂は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行いました。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。  
名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【募集の方法】

(訂正前)

株式移転の方法によることとします。(注)1, 2

- (注) 1. 普通株式は、本株式移転により当社が株式会社キリン堂の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における株式会社キリン堂の株主に対し、株式会社キリン堂の普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、株式会社キリン堂の前事業年度末における株主資本の額(簿価)は11,841,847,000円であり、発行価額の総額のうち1,000,000,000円が資本金に組み入れられます。
2. 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、平成26年8月18日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。
- 東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるテクニカル上場(同規程第208条)により上場する予定です。このテクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

(訂正後)

株式移転の方法によることとします。(注)1, 2

- (注) 1. 普通株式は、本株式移転により当社が株式会社キリン堂の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における株式会社キリン堂の株主に対し、株式会社キリン堂の普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、株式会社キリン堂の前事業年度末における株主資本の額(簿価)は11,841,847,000円であり、発行価額の総額のうち1,000,000,000円が資本金に組み入れられます。
2. 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行いました。これに伴い、平成26年8月18日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。
- 東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるテクニカル上場(同規程第208条)により上場する予定です。このテクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項。))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

## 第三部 【企業情報】

### 第2 【事業の状況】

#### 5 【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)及び四半期報告書(平成26年6月26日提出)をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照下さい。

#### 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)及び四半期報告書(平成26年6月26日提出)をご参照下さい。

## 第5 【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社キリン堂の経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成26年5月14日提出)及び四半期報告書(平成26年6月26日提出)をご参照下さい。

## 第五部 【組織再編成対象会社情報】

### 第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【四半期報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

事業年度(第57期第1四半期)(自平成26年2月16日至平成26年5月15日)平成26年6月26日近畿財務局長に提出。